

令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(岩手県の状況)

令和7年12月

保健福祉部長寿社会課

目

次

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------------------------------	---

調査結果

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について・・・・・・・・	3
（1）相談・通報件数	
（2）相談・通報者	
（3）事実確認の状況及び結果	
（4）虐待事例の概要	
（5）虐待事例への対応	
（6）特定できた被虐待高齢者の状況	
（7）虐待の種別・類型	
（8）特定できた虐待者の状況	

2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について・・・・・・・・	11
（1）相談・通報件数	
（2）相談・通報者	
（3）事実確認の状況及び結果	
（4）事実確認調査の結果	
（5）令和6年度に認定された虐待の内容	
（6）令和6年度に認定された虐待における被虐待高齢者の状況	
（7）虐待への対応策	
（8）調査対象年度末日での状況	

3 虐待等による死亡事例の状況について・・・・・・・・	17
-----------------------------	----

4 市町村における高齢者虐待防止に関する体制整備等の状況について・・・・・・・・	18
--	----

調 査 の 概 要

【調査の目的】

令和6年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

「令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査等への御協力について（令和7年5月19日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）」に基づき、県内33市町村に令和6年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び令和6年度以前に相談・通報があり、令和6年度において事実確認や対応を行った事例について調査を行った。

【関係法令等】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）
第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

【用語の定義】

- 1 「高齢者虐待」とは、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待をいう。
- 2 「養介護施設従事者等」とは、養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいう。
- 3 「養介護施設」とは、以下のことをいう。
 - ・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
 - ・ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター
- 4 「養介護事業」とは、以下のことをいう。
 - ・ 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
 - ・ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- 5 「養護者」とは、高齢者を現に擁護するものであって養介護施設従事者等以外の者をいう。
※ 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【用語解説】

- 1 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
（殴る、蹴る、ベッドに縛るなど）
- 2 介護等の放棄（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、

心理的虐待、性的虐待又は介護等の放棄に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
(入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど)

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど)

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど)

5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

調 査 結 果

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 1）

令和6年度内に県及び市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は20件であった。令和5年度は9件であり、11件増加した。

表 1 相談・通報件数

	令和6年度	令和5年度	増 減
市町村が受理した件数	20 件	9 件	11 件
県が受理した件数	0 件	0 件	0 件
合計	20 件	9 件	11 件

(2) 相談・通報者（表 2）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が7件と最も多く、次いで「家族・親族」が6件などであった。

表 2 相談・通報者（複数回答のため、表 1 の件数とは一致しない）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員
件数	1	6	7	0	1	2	2	0
割合(%)	4.5	27.3	31.8	0.0	4.5	9.1	9.1	0.0
(参考) R5 年度	0 0.0	0 0.0	3 30.0	0 0.0	3 30.0	3 30.0	1 10.0	0 0.0

	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	県から連絡	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
件数	0	0	0	2	0	1	0	22
割合(%)	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	4.5	0.0	100.0
(参考) R5 年度	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0

(3) 事実確認の状況及び結果（表 3～表 6）

ア 市町村における事実確認の実施状況（表 3）

市町村が受理した件数 21 件（令和5年度以前に受理した1件を含む）のうち、事実確認調査を行った事例は 18 件であった。

表 3 事実確認の実施状況

※ カッコ内は令和6年度に事実確認を行った事例のうち、令和5年度以前に相談・通報を受け付けた件数。

事実確認の状況		件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例		18 (1)	85.7
	事実が認められた	5 (0)	23.8
	事実が認められなかった	10 (1)	47.6
	判断に至らなかった	3 (0)	14.3
事実確認調査を行っていない事例		3 (0)	14.3
	虐待ではなく調査不要と判断した	1 (0)	4.8
	調査を予定している又は検討中の事例	2 (0)	9.5
	県へ調査を依頼	0 (0)	0.0
	その他	0 (0)	0.0
合 計		21 (1)	100.0

イ 市町村から県への報告状況（表 4）

市町村において事実確認調査を行った 18 件のうち、「虐待の事実が認められた事例」は5件であった。

表 4 県への報告状況

市町村から県への報告状況		件数
虐待の事実が認められた事例		5
県と共同して事実確認を行う必要がある事例		0
	市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、県に調査を依頼	0
	市町村単独で事実確認調査ができず、県に調査を依頼	0

ウ 県における事実確認調査状況（表5）

県において事実確認調査を行った事例は、0件であった。

表5 県における事実確認調査状況

	件 数
市町村から「県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例	0
虐待の事実が認められた事例	0
虐待ではないと判断した事例	0
虐待の判断に至らなかった事例	0
後日調査予定、又は要否を検討中の事例	0
県が直接、相談・通報等を受理した事例	0
事実確認により虐待の事実が認められた事例	0
事実確認により虐待ではないと判断した事例	0
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0

後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例	0
事実確認を行わなかった事例	0

エ 虐待の事実が認められた事例件数（表6）

虐待の事実が認められた事例は5件であり、すべて「市町村から県へ報告があった」事例であった。

表6 虐待の事実が認められた事例件数

	市町村から県へ報告があった事例	県と共同して事実確認を行った事例	県が直接把握した事例	合 計
件数	5	0	0	5
(参考)R5 年度	5	0	0	5

（4）虐待事例の概要（表7～表10）

ア 虐待があった施設・事業所のサービス種別（表7）

虐待があったのは、（住宅型）有料老人ホームが2件、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、短期入所施設が各1件であった。

表7 サービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	認知症対応型共同生活介護	(住宅型) 有料老人ホーム	(介護付き) 有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等
件数	1	0	0	1	2	0	0
割合 (%)	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	0.0

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	0	0	1	0	0	0	0	5
割合 (%)	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

イ 虐待対応ケース会議での発生要因の分析（表8）

表8 発生要因（複数回答）

※単位：件

運営法人（経営層）の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	1
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	2
	経営層の現場の実態の理解不足	4
	業務環境変化への対応取組が不十分	2
	不安定な経営状態	1
	その他	0
組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	2
	高齢者へのアセスメントが不十分	1
	チームケア体制・連携体制が不十分	3
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	3

	事故や苦情対応の体制が不十分	2
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	2
	職員の指導管理体制が不十分	5
	職員研修の機会や体制が不十分	4
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	2
	職員が相談できる体制が不十分	3
	その他	0
虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	4
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	4
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	3
	職員の業務負担の大きさ	4
	職員のストレス・感情コントロール	3
	職員の性格や資質の問題	4
	待遇への不満	1
	その他	0
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	4
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	4
	医療依存度が高い	0
	意思表示が困難	0
	職員に暴力・暴言を行う	1
	他の利用者とのトラブルが多い	0
	その他（感情に波があり、度々介護拒否が見られる。）	0

ウ 事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組（表 9）

表 9 当該施設の虐待防止に関する取組

	件数
管理者の虐待防止に関する研修の受講あり	2
職員に対する虐待防止に関する研修の実施あり	4
虐待防止委員会の設置あり	4
虐待防止に関する指針の整備	4
虐待防止措置を実施するための担当者の配置	2

エ 被虐待者・虐待者の特定（表 10）

※ 虐待者及び被虐待者が複数の事例があり、不特定多数の場合、一部でも特定できている場合を含む。

表 10 被虐待者・虐待者の特定

	件数
被虐待者・虐待者共に特定できている	3
被虐待者は特定できている	1
虐待者は特定できている	1
共に不明	0

(5) 虐待事例への対応（表 11～表 16）

ア 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（表 11）

表 11 具体的な対応（複数回答）

	市町村が実施（件数）	県が実施（件数）
施設等に対する指導	3	0
改善計画提出依頼	1	0
従事者等への注意・指導	1	0

※ 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

イ 介護保険法の規定に基づく権限の行使（表 12）

表 12 介護保険法の規定の基づく権限の行使

	件数	市町村が実施	県が実施
報告徴収、質問、立入検査	1	1	0
改善勧告	0	0	0
改善勧告に従わない場合の公表	0	0	0
改善命令	0	0	0
指定の効力の全部又は一部停止	0	0	0
指定取消	0	0	0
現在対応中	2	2	0
その他	0	0	0

※ 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

ウ 老人福祉法の規定に基づく権限の行使（表 13）

表 13 老人福祉法の規定の基づく権限の行使

	件数	市町村が実施	県が実施
報告徴収、質問、立入検査	1	1	0
改善勧告	0	0	0
事業の制限、停止、廃止	0	0	0
認可取消	0	0	0
現在対応中	1	1	0
その他	0	0	0

※ 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

エ 市町村・県の対応に対して当該施設で行われた措置（表 14）

表 14 措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	1
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	0

オ 改善取組のモニタリング（表 15）

表 15 モニタリング

	件数
施設訪問による確認	1
施設からの報告	1
その他	0

力 調査対象年度末日での状況（表 16）

表 16 令和6年度末日の状況

	対応継続	終結	計
件数	4	1	5
割合 (%)	80.0	20.0	100.0

(6) 特定できた被虐待高齢者の状況（表17～表21）

ア 性別（表 17）

表 17 性別

	男	女	不明	合計
人数	2	3	0	5
割合 (%)	40.0	60.0	0.0	100.0

イ 年齢階級（表 18）

表 18 年齡階級

	65 歳未 満障害者	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95 歳 以上	合計
人数	0	0	0	0	4	0	0	1	5
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0	100.0

ウ 要介護度及び日常生活自立度（認知症・障害）（表 19～表 21）

表 19 要介護認定者の要介護度

	人数	割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	1	20.0
要介護2	0	0.0
要介護3	0	0.0
要介護4	4	80.0
要介護5	0	0.0
不明	0	0.0
合 計	5	100.0
要介護3以上〔再掲〕	4	80.0

表 20 認知症日常生活自立度

※自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	2	40.0
自立度Ⅲ	1	20.0
自立度Ⅳ	1	20.0
自立度Ⅴ	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
認知症の有無が不明	1	20.0
合 計	5	100.0
自立度Ⅱ以上(※)〔再掲〕	4	80.0

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
自立度Ⅴ：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

表 21 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	人数	構成割合(%)
自立	3	60.0
J	0	0.0
A	0	0.0
B	0	0.0
C	1	20.0
不明	1	20.0
合 計	5	100.0
A 以上〔再掲〕	1	20.0

【参考】障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク J〔生活自立〕：何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出する

1. 交通機関等を利用して外出する
2. 隣近所へなら外出する

ランク A〔準寝たきり〕：屋外での生活は概ね自立しているが、介護なしには外出しない

1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている

ランク B〔寝たきり〕：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ

1. 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う
2. 介助により車椅子に移乗する

ランク C〔寝たきり〕：1 日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する

1. 自力で寝返りをうつ
2. 自力では寝返りも出来ない

(7) 虐待の種別・類型（表 22、表 23）

ア 虐待の種別・類型（表 22）

表 22 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計 (累計)	被虐待 高齢者数	虐待に該当 する身体拘束
人 数	4	0	1	0	0	5	5	1
割合(%)	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	—	—	20.0

※ 1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

※ 割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

イ 虐待の深刻度（表 23）

表 23 虐待の深刻度（複数名で判断した場合のみ回答）

深刻度	人数	構成割合(%)
4（最重度）	0	0.0
3（重度）	0	0.0
2（中度）	0	0.0
1（軽度）	0	100.0
合 計	0	100.0

【参考】深刻度

- 4（最重度） 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。
- 3（重度） 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている。生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
- 2（中度） 権利侵害行為が繰り返されている。高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
- 1（軽度） 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。

(8) 特定できた虐待者の状況（表 24～表 26）

ア 年齢階級（表 24）

表 24 年齢階級

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人 数	0	2	0	0	1	1	4
割合(%)	0.0	50.0	20.0	0.0	25.0	25.0	100.0

イ 職名又は職種（表 25）

表 25 職名又は職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他・不明	合計
人数	4	0	0	0	0	0	4
割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(参考) 介護職の内訳

介護職	介護職（介護福祉士）	介護職（介護福祉士以外）	介護職（介護福祉士か不明）
4	1	1	2
100.0	25.0	25.0	50.0

ウ 性別（表 26）

表 26 性別

	男	女	不明	合計
人数	3	1	0	4
割合(%)	75.0	25.0	0.0	100.0

2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 27）

市町村が受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 371 件であった。令和 5 年度は 391 件であり、20 件減少した。

表 27 相談・通報件数

	令和6年度	令和5年度	増 減
件 数	371 件	391 件	▲20 件

(2) 相談・通報者（表 28）

相談・通報者については、「介護支援専門員」が 111 人と最も多く、次いで「警察」が 89 人などとなっている。

表 28 相談・通報者（複数回答のため、表 27 の件数とは一致しない）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他・不明（匿名含む）	合 計
人数	111	40	18	12	7	14	36	2	28	89	29	386
割合 (%)	28.8	10.4	4.7	3.1	1.8	3.6	9.3	0.5	7.3	23.1	7.6	100.0

(3) 事実確認の状況及び結果（表 29）

相談・通報件数 376 件（令和 5 年度以前に相談・通報があった 5 件を含む）のうち、359 件の事実確認調査が行われた。

表 29 事実確認の実施状況

※ カッコ内は令和 6 年度に事実確認を行った事例のうち、令和 5 年度以前に相談・通報を受け付けたもの。

事実確認の状況	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	359 (5)	95.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	356 (5)	94.7
訪問調査を行った事例	279 (4)	74.2
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	77 (1)	20.5
立入調査により調査を行った事例	3 (0)	0.8
警察が同行した事例	2 (0)	0.5
援助要請をしなかった事例	1 (0)	0.3
事実確認調査を行っていない事例	17 (0)	4.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	9 (0)	2.4
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	8 (0)	2.1
合 計	376 (5)	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表 30、表 31）

ア 調査の結果（表 30）

事実確認調査を行った結果、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）は、206 件であった。令和5年度は 191 件であり、15 件増加した。

表 30 調査の結果

事実確認調査の結果	件 数	割合（％）
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	206	57.4
虐待ではないと判断した事例	106	29.5
虐待の判断に至らなかった事例	47	13.1
合 計	359	100.0

イ 虐待の発生要因（表 31）

表 31 発生要因（複数回答）

単位：件

虐待者側の 要因	介護疲れ・介護ストレス	96
	虐待者の介護力の低下や不足	94
	孤立・補助介護者の不在等	68
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	15
	知識や情報の不足	89
	理解力の不足や低下	102
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	36
	障害・疫病	45
	障害疑い・疫病疑い	52
	精神状態が安定していない	89
	ひきこもり	10
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	112
	家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	43
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	63
	飲酒の影響	29
	依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	18
	その他	15
被虐待者の 状況	認知症の症状	93
	精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	60
	身体的自立度の低さ	88
	排泄介助の困難さ	57
	外部サービス利用に抵抗感がある	27
	障害・疾病	62
	障害疑い・疾病疑い	12
	その他	13
家庭の要因	経済的困窮・債務（経済的問題）	78

	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	29
	（虐待者以外の）高族との関係の悪さほか家族関係の問題	75
	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	50
	その他	12
その他	ケアサービスの不足の問題	28
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	5
	その他	6

（5）令和6年度に認定された虐待の内容（表 32、表 33）

ア 虐待の種別（表 32）

虐待の種類は「身体的虐待」が 137 人と最も多く、次いで「心理的虐待」が 93 人などとなっている。

表 32 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計	被虐待 高齢者数
人 数	137	31	93	0	45	306	208
割合（％）	65.9	14.9	44.7	0.0	21.6	—	—

※ 1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

※ 割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

イ 虐待の深刻度（表 33）

表 33 虐待の程度の深刻度

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）	合 計
人 数	7	32	34	53	126
割合（％）	5.6	25.4	27.0	42.1	100.0

※ 複数の職員により虐待の深刻度を判断した場合のみ計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない場合がある。

（6）令和6年度に認定された虐待における被虐待高齢者の状況（表 34～表 44）

ア 性別及び年齢（表 34、表 35）

表 34 被虐待高齢者の性別

	男 性	女 性	不明	合 計
人 数	46	162	0	208
割合（％）	22.1	77.9	0.0	100.0

表 35 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合 計
人 数	14	18	42	42	51	41	0	208
割合（％）	6.7	8.7	20.2	20.2	24.5	19.7	0.0	100.0

イ 要介護認定者数（表 36）

表 36 被虐待高齢者の要介護認定状況

	人 数	割合 (%)
未申請	47	22.6
申請中	6	2.9
認定済み	152	73.1
認定非該当（自立）	3	1.4
不明	0	0.0
合 計	208	100.0

ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度（表 37、表 38）

表 37 要介護認定者の要介護度

	人数	割合 (%)
要支援 1	16	10.5
要支援 2	12	7.9
要介護 1	49	32.2
要介護 2	25	16.4
要介護 3	25	16.4
要介護 4	18	11.8
要介護 5	7	4.6
不明	0	0.0
合 計	152	100.0
要介護 3 以上〔再掲〕	50	32.9

表 38 認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立又は認知症なし	7	4.6
自立度Ⅰ	49	32.2
自立度Ⅱ	49	32.2
自立度Ⅲ	23	15.1
自立度Ⅳ	10	6.6
自立度Ⅴ	1	0.7
認知症はあるが自立度不明	8	5.3
認知症の有無が不明	5	3.3
合 計	152	100.0
自立度Ⅱ以上（※）〔再掲〕	91	59.9

※自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度不明の人数合計

エ 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度及び介護保険サービスの利用状況（表 39、表 40）

表 39 日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	人数	割合 (%)
自立	7	4.6
J	30	19.7
A	72	47.4
B	22	14.5
C	13	8.6
不明	8	5.3
合 計	152	100.0
A 以上〔再掲〕	107	70.4

表 40 介護サービスの利用状況

	人数	割合 (%)
介護サービスを受けている	126	82.9
過去受けていたが判断時点では受けていない	8	5.3
過去も受けていない	18	11.8
不明	0	0.0
合 計	152	100.0

オ 虐待者との同居・別居の状況（表 41）

表 41 被虐待高齢者と虐待者の同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	92	87	29	0	0	208
割合(%)	44.2	41.8	13.9	0.0	0.0	100.0

カ 家族形態（表 42）

表 42 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子(※)と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	24	33	66	19	35	24	0	7	0	208
割合(%)	11.5	15.9	31.7	9.1	16.8	11.5	0.0	3.4	0.0	100.0

※「未婚の子」とは、配偶者がいたことがない子を指す。

その他①…その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②…非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③…その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

キ 虐待者との関係（表 43）

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 206 件に対し虐待者の人数は 216 人であった。

表 43 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	44	9	95	35	9	5	3	8	8	0	216
割合(%)	20.4	4.2	44.0	16.2	4.2	2.3	1.4	3.7	3.7	0.0	100.0

ク 虐待者の年齢（表 44）

表 44 虐待者の年齢（被虐待者数ごとのカウントのため延べ人数）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	0	5	14	17	60	26	20	18	15	15	14	2	10	216
割合(%)	0.0	2.3	6.5	7.9	27.8	12.0	9.3	8.3	6.9	6.9	6.5	0.9	4.6	100.0

(7) 虐待への対応策（表 45～表 49）

ア 分離の有無（表 45）

表 45 虐待への対応策としての分離の有無

分離の有無	人数	割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	72	28.1

被虐待者と虐待者を分離していない事例	85	33.2
現在対応について検討・調整中の事例	1	0.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院入所等）	56	21.9
その他	42	16.4
合 計	256	100.0

※ 前年度以前に相談・通報を受け付けたものを含むため、合計人数が被虐待高齢者数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表 46）

表 46 分離を行った事例の内訳

分離を行った事例	人数	割合（％）	面会制限を行った事例〔再掲〕
契約による介護保険サービスの利用	30	41.7	4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	12	16.7	6
緊急一時保護	6	8.3	6
医療機関への一時入院	12	16.7	3
上記以外の住まい・施設等の利用	7	9.7	4
虐待者を分離（転居等）	3	4.2	0
その他	2	2.8	1
合 計	72	100.0	24

ウ 分離していない事例における対応（表 47）

表 47 分離していない事例に対する対応内容（複数回答）

分離をしていない事例		人数	割合（％）
経過観察（見守り）		20	23.5
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	48	56.5
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.2
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	8	9.4
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	16	18.8
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	4	4.7
	その他	20	23.5
合計（累計）		117	
合計（人数）		85	

エ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況（表 48、表 49）

表 48 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況		人数
令和6年度以前に成年後見制度利用開始済		2
令和6年度内に成年後見制度利用開始済		8
成年後見制度利用手続き中		9
〔再掲〕	市町村長申立あり	14
	市町村長申立なし	3

表 49 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業利用状況	人数
日常生活自立支援事業利用開始	2

(8) 調査対象年度末日での状況（表 50）

表 50 対応状況の種類

	人数	割合（％）
対応継続	79	30.9
終結	177	69.1
合 計	256	100.0

※ 前年度以前に相談・通報を受け付けたものを含むため、合計人数は被虐待高齢者数と一致しない。

※ 「対応継続」には、一定の対応を終了し経過観察を行っている事例を含む。

3 虐待等による死亡事例の状況について

令和6年度に把握した虐待等による死亡事例は、0 件であった。

4 市町村における高齢者虐待防止に関する体制整備等の状況について（表 51）

令和6年度中の市町村における体制整備等に関する状況は、次のとおり。

表 51 市町村における体制整備等に関する状況

取 組 事 項	実施済 市町村数	実施率 (%)	《参考》 令和5年度 実施済 市町村数
対応の窓口となる部局の住民への周知	30	90.9	29
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	23	69.7	19
講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動	18	54.5	18
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知	23	69.7	22
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知	22	66.7	20
独自の対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	31	93.9	29
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	30	90.9	29
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23	69.7	23
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	18	54.5	17
成年後見制度の市町村長申立の体制強化	30	90.9	29
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	32	97.0	32
警察署長への援助要請等に関する警察担当者との協議	23	69.7	21
老人福祉法の措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	32	97.0	28
高齢者虐待対応・擁護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化	31	93.9	28
高齢者虐待対応・擁護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	17	51.5	16
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	33	100.0	32
日常生活に支障がありながら、必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	30	90.9	31
終結した虐待事案の事後検証について	21	63.6	18
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	5	15.2	5
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	4	12.1	4
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	16	48.5	16
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	1	3.0	1
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	13	39.4	11
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	25	75.8	21
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	32	97.0	29
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	15	45.5	13

高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開	市町村数	実施できている	ある程度実施できている	あまり実施できていない	実施できていない
		0	6	19	8
	割合 (%)	0.0	18.2	57.6	24.2